平成２１年（フ）第１７１号
函館市柳町14番23号
債務者　斉藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
函館市中野町74番地１
債務者　辻倉ミサヲ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１１号
北海道瀬棚郡今金町字御影39番地の１
債務者　小山　　守
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
北海道北斗市東浜２丁目31番１号
債務者　木村美夏子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７８号
愛知県清須市朝日五条106番地
債務者　堀尾　広美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６９号
名古屋市天白区植田西３丁目1404番地　メゾン浅井４Ｅ号
債務者　柴田みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３７号
愛知県知多市巽が丘４丁目168番地　グレイス鬼頭302
債務者　高田　琴美（旧姓清荒）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２５号
名古屋市東区橦木町３丁目52番地　ソレーユベルテ橦木402号
債務者　杉原真寿美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６７号
名古屋市千種区城木町３丁目49番地　ダイアパレス千種城木603号
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９３号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西401番地　ＤＵＰＬＥＸ小林101号
債務者　村田　裕子（旧姓長村）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４号
三重県鳥羽市安楽島町329番地230
債務者　吉川真佐代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
三重県度会郡玉城町佐田252番地１、住民票上の住所三重県伊勢市大湊町1226番地３
債務者　中村　吉臣
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
静岡県富士市富士見台２丁目19番地　市営住宅富士見台団地７―508号、前住所静岡県富士市今泉3514番地の１
債務者　石川　万亀
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１４１号
静岡県富士市富士見台２丁目19番地　市営住宅富士見台団地７―508号、前住所静岡県富士市今泉3514番地の１
債務者　石川　香苗
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市大岩714番地の11　メゾン峰石Ｃ103、従前の住所静岡県富士市広見東本町26番１号、従前々の住所静岡県富士市蓼原722番地の３レオパレスウィステリア101号、従前々々の住所静岡県富士市石坂93番地の３
債務者　薄羽　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１４３号
栃木県足利市下渋垂町391番地７
債務者　三田　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２８１号
横浜市中区寿町３丁目９番地３　アジアビル511号室
債務者　金原　　一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部